

各委員を紹介します

令和4年みどり市議会第2回定例会で、市議会の同意を得て選任（任命）・選挙された各委員は、次のとおりです。
問い合わせ先 総務課行政係 ☎(76)0961

教育委員会委員

任期：令和4年6月27日～
令和8年6月26日



小室 佳枝さん

公平委員会委員

任期：令和4年6月20日～
令和8年6月19日



関口 秀香さん

監査委員

任期：令和4年6月14日～
令和8年6月13日



天川 洋さん



須藤 修さん

選挙管理委員会委員

任期：令和4年6月7日～令和8年6月6日



深津 昌晴さん



井上 和之さん



金子 由佳里さん



齋藤 由起子さん

補充員

永田 寛巳さん、新井 恵子さん、石原 昇さん、松島 君子さん

結婚祝※2



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物の差入



みんなで徹底しよう
三ない運動



これらのものも、政治家の寄附禁止の
対象となります。

落成式・
開店祝等の
花輪



病氣見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



香典※2



↑総務省ホームページより抜粋

※2 政治家本人が結婚披露宴、葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

総務省ホーム
ページ
なるほど！選
挙「寄附の禁
止」 → → →



※1 公民権停止：選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止されること。

付の禁止
④後援団体の寄附の禁止
⑤あいさつを目的とする
有料広告の禁止
⑥年賀状などのあいさつ
状の禁止（答礼のため
の自筆によるものを除く）

夏季は、お祭りやお中元を贈る機会などが多くなる季節です。政治家（候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

次のうち、①から⑤までの項目によって処罰されると、公民権停止（※1）の対象となります。

①政治家の寄附の禁止
②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
③政治家の関係会社などからの寄付の禁止
④後援団体の寄附の禁止
⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止
⑥年賀状などのあいさつ状の禁止（答礼のための自筆によるものを除く）

問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎(76)0961

政治家の寄付は禁止、
有権者が求めることも
禁止されています

